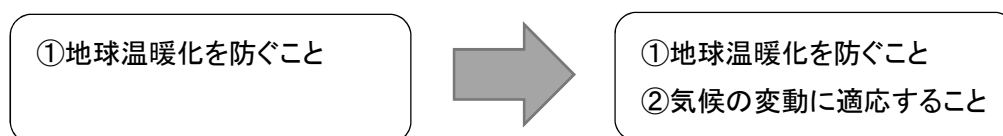


## 愛する地球のために約束する草津市条例 改正概要

### ●改正のポイント

第2回環境審議会での審議結果を踏まえ、当該条例を「地球温暖化を防ぐための条例」から「適応策」に対応するため、「地球温暖化を防ぐとともに気候変動に適応するための条例」に改めます。



### ●改正条項

※新旧対照表参照資料2

#### 前文

- 「気候の変動に適応すること」を加えることに伴い、前文の内容を改正。

#### 第1条（目的）

- 目的に「気候の変動に適応すること」を盛り込み、「地球温暖化を防ぐ取り組み」  
➔ 「地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する取り組み」に改正。

#### 第2条（言葉の意味）

《第3項 第3号》

- 「気候の変動への対応」の用語定義を追加。  
(3) 気候の変動への対応 地球温暖化に伴う気候の変化によって起こる被害を少なくすることをいいます。

《参考》チラシ等の記載の例

- 気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（環境省）
- 気候変動の影響にあらかじめ備え、社会の仕組みや、一人ひとりの生活の在り方を変えることなどを言います。（気候変動適応情報プラットフォーム）
- 気候変動の影響に対処し、被害を少なくする対策（気候変動適応情報プラットフォーム）
- 避けられない地球温暖化の進行によって起きる被害を減らすことです。  
(滋賀県温暖化対策課)

### 第3条（役割）

#### 《第1項》

○市民、事業者、団体等の役割を

「地球温暖化を防ぐ」

➡ 「地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する」に改正。

#### 《第3項》

○市役所が取り組む役割を

「地球温暖化を防ぐようにしなければなりません」

➡ 「地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する取り組みを行わなければなりません」に改正。

### 第4項（協定の仕組み）

#### 《第1項》

○市長と結ぶ協定の内容を

「地球温暖化を防ぐため」

➡ 「地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するため」に改正。

#### 《第2項 第3号》⇒第4号

○協定の内容を

「地球温暖化を防ぐため」

➡ 「地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するため」に改正。

#### 《第2項 第3号》

○協定の内容に

「気候の変動に適応するために取り組むこと。」を加える。

### 第5条（情報の提供など）

#### 《第1項 第1号》

○市長が行う情報提供を

「地球温暖化を防ぐため」

➡ 「地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するため」に改正。